

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成24年 1月30日

**【会社名】** ナノキャリア株式会社

**【英訳名】** NanoCarrier Co., Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 C E O 中富 一郎

**【本店の所在の場所】** 千葉県柏市柏の葉五丁目 4 番地19

**【電話番号】** 04-7169-6550

**【事務連絡者氏名】** 取締役 C F O 兼 管理部長兼社長室長 中塚 琢磨

**【最寄りの連絡場所】** 東京都中央区日本橋三丁目 2 番 2 号

**【電話番号】** 03-3548-0217

**【事務連絡者氏名】** 取締役 C F O 兼 管理部長兼社長室長 中塚 琢磨

**【届出の対象とした募集有価証券の種類】** 新株予約権付社債及び新株予約権証券

**【届出の対象とした募集金額】** その他の者に対する割当  
第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債 840,000,000円  
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 860,000,000円  
第8回新株予約権 14,539,000円  
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して  
払い込むべき金額の合計額を合算した金額 2,024,539,000円  
(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少いたします。

**【安定操作に関する事項】** 該当事項はありません。

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年1月26日に提出いたしました有価証券届出書の記載事項の一部に誤りがございましたので、これを訂正するとともに、同届出書の添付書類である取締役会議事録に添付しております発行要項の一部に誤りがあり、取締役会議事録を差し替えるため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権付社債（第1回新株予約権付社債）
- 2 新規発行新株予約権付社債（第2回新株予約権付社債）

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

### 第一部 【証券情報】

#### 第1 【募集要項】

##### 1 【新規発行新株予約権付社債（第1回新株予約権付社債）】

（訂正前）

<前略>

（注）1 -（省略）-

2 -（省略）-

#### 3 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。

- （1）当社が、いずれかの本社債につき、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄又は「償還の方法」(5)の規定に違背し、30日以内にその履行をすることができないとき。
- （2）当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- （3）当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき、但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- （4）当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。
- （5）当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

4 -（省略）-

5 -（省略）-

6 -（省略）-

## （新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 （完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。単元株制度は採用していない。）
< 中略 >	
新株予約権の行使期間	平成24年3月21日から平成26年3月20日までとする。但し、当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の3営業日前の日まで、買入消却の場合は、当社が本社債を消却したときまで、期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、本社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合は、 <u>本新株予約権付社債券が償還金支払場所に提出された時までとする。</u> 上記いずれの場合も、平成26年3月21日より後に本新株予約権を行使することはできない。
< 中略 >	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

## （注） 1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計28個の本新株予約権を発行する。

## 2 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、当該本新株予約権付社債券を添えて行使請求期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

## 3 本新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

## 4 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律75号）（以下「振替法」という。）第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

## 5 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

< 後略 >

## （訂正後）

< 前略 >

（注） 1 -（省略）-

2 -（省略）-

## 3 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。

（1）当社が、いずれかの本社債につき、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄又は「償還の方法」（5）の規定に違背し、30日以内にその履行をすることができないとき。

（2）当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

（3）当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。

（4）当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役

会において解散(新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。)の決議を行ったとき、

(5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき、

(6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売(公売を含む。)の申立てがあったとき、若しくは滞納処分としての差押があったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき、

4 - (省略) -

5 - (省略) -

6 - (省略) -

#### (新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。単元株制度は採用していない。)
<中略>	
新株予約権の行使期間	平成24年3月21日から平成26年3月20日までとする。但し、当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の3営業日前の日まで、買入消却の場合は、当社が本社債を消却したときまで、期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、本社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の前銀行営業日までとする。上記いずれの場合も、平成26年3月21日より後に本新株予約権を行使することはできない。
<中略>	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計28個の本新株予約権を発行する。

2 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、行使請求期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

3 本新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

4 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律75号)(以下「振替法」という。)第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

5 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

<後略>

## 2【新規発行新株予約権付社債（第2回新株予約権付社債）】

(訂正前)

銘柄	ナノキャリア株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債
< 中略 >	
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>本社債は、平成30年3月20日（以下「償還期限」という。）にその総額を額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社の株主総会で承認決議した場合、本社債権者に対して、償還日の30日以上前に事前通知を行ったうえで、当該組織再編行為の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき償還期間に応じた料率を乗じた金額で繰上償還することができる。</p> <p>(2) 当社は、本新株予約権付社債の発行日の翌日以降いつでも本社債を買い入れ、これを保有し、転売し、又は消却することができる。</p> <p>(3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行ったうえで、当該繰上償還日に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。</p> <p>(4) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、平成26年3月20日以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行い、<u>かつ当該通知書記載の繰上償還日までに本新株予約権付社債券を償還金支払場所に提出することにより</u>、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。</p> <p>(5) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(6) 償還元金の支払場所 ナノキャリア株式会社 管理部</p>
< 中略 >	
財務上の特約 (その他の条項)	本新株予約権付社債には担付切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

(注) 1 - (省略) -

2 - (省略) -

3 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。

(1) 当社が、いずれかの本社債につき、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄又は「償還の方法」(5)の規定に違背し、7日以内にその履行をすることができないとき。

(2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が1億円を超えない場合は、この限りではない。

(4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。

(5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

4 - (省略) -

5 - (省略) -

6 - (省略) -

## （新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 （完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。単元株制度は採用していない。）
< 中略 >	
新株予約権の行使期間	平成24年3月21日から平成30年3月20日までとする。但し、 当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の3営業日前の日まで、 買入消却の場合は、当社が本社債を消却したときまで、 期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、 本社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合は、 <u>本新株予約権付社債券が償還金支払場所に提出された時までとする。</u> 上記いずれの場合も、平成30年3月21日より後に本新株予約権を行使することはできない。
< 中略 >	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

## （注） 1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計43個の本新株予約権を発行する。

## 2 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、当該本新株予約権付社債券を添えて行使請求期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

## 3 本新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

## 4 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

## 5 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

< 後略 >

(訂正後)

銘柄	ナノキャリア株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債
< 中略 >	
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>本社債は、平成30年3月20日（以下「償還期限」という。）にその総額を額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社の株主総会で承認決議した場合、本社債権者に対して、償還日の30日以上前に事前通知を行ったうえで、当該組織再編行為の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき償還期間に応じて一定の料率を乗じた金額で繰上償還することができる。</p> <p>(2) 当社は、本新株予約権付社債の発行日の翌日以降いつでも本社債を買い入れ、これを保有し、転売し、又は消却することができる。</p> <p>(3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行ったうえで、当該繰上償還日に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。</p> <p>(4) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、平成26年3月20日以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行ったうえで、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。</p> <p>(5) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(6) 償還元金の支払場所 ナノキャリア株式会社 管理部</p>
< 中略 >	
財務上の特約 (その他の条項)	本新株予約権付社債には担付切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

(注) 1 - (省略) -

2 - (省略) -

## 3 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。

(1) 当社が、いずれかの本社債につき、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄又は「償還の方法」(5)の規定に違背し、7日以内にその履行をすることができないとき。

(2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が1億円を超えない場合は、この限りではない。

(4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。

(5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

(6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売（公売を含む。）の申立てがあったとき、若しくは滞納処分としての差押があったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。

4 - (省略) -

5 - (省略) -

6 - (省略) -

## (新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。単元株制度は採用していない。)
< 中略 >	
新株予約権の行使期間	平成24年3月21日から平成30年3月20日までとする。但し、当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の3営業日前の日まで、買入消却の場合は、当社が本社債を消却したときまで、期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、本社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の前銀行営業日までとする。上記いずれの場合も、平成30年3月21日より後に本新株予約権を行使することはできない。
< 中略 >	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

## (注) 1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計43個の本新株予約権を発行する。

## 2 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、行使請求期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

## 3 本新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

## 4 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

## 5 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

&lt; 後略 &gt;

## (添付書類)

## 取締役会議事録

訂正後の取締役会議事録を改めて添付いたします。